

令和4年度 鳥取県職員採用試験  
【講師（看護教員）、  
看護師（看護教員養成コース）、  
看護師（一般コース）】  
受 験 案 内

◆鳥取県総務部人事企画課◆  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階  
電話 (0857) 26-7034、7033  
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場、合格者発表日

|        |   |
|--------|---|
| 受付期間   | <b>令和4年5月20日（金）</b><br><b>～令和4年6月17日（金）</b><br>◎ 郵便、信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。<br>◎ 郵便又は信書便の場合は、6月17日（金）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。<br>◎ 持参による場合の受付時間<br>8：30～17：15<br>土曜日及び日曜日は閉庁日のため受け付けておりません。<br>上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。 |
| 試験日    | <b>令和4年6月25日（土）</b><br>※応募受付後、時刻、会場をお知らせします。  |
| 合格者発表日 | <b>令和4年7月1日（金）（予定）</b>  |

◆上記内容は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。試験に関して変更等がある場合は人事企画課ホームページでお知らせします。

○問合せ先電話番号 (0857) 26-7034、7033

○人事企画課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

## 2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

| 職種             | 採用予定者数 | 職務内容  | 主な配属先  |
|----------------|--------|---|--|
| 講師（看護教員）       | 2名程度   | 看護師等養成施設において、講師（専任教員）として講義（看護専門科目）、実習指導、学生指導等に従事します。                            | 看護専門学校等                                      |
| 看護師（看護教員養成コース） | 1名程度   | 採用後、専任教員として必要な研修を受講し、研修終了後に看護師等養成施設において、講師（専任教員）として講義（看護専門科目）、実習指導、学生指導等に従事します。 | 看護専門学校（看護教員研修受講までの期間は福祉保健部の各機関に配置される可能性あり。）等 |
| 看護師（一般コース）     | 2名程度   | 重症心身障がい児、肢体不自由児の療育、看護に係る医療ケア、看護ケア業務及び健康管理、日常生活介助業務                              | 総合療育センター、療育園等                                |

（注1） 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

（注2） 試験結果によって、採用予定者数を増減若しくは試験合格者なしとする場合があります。

（注3） 採用後、人事配置等の状況によっては県立病院で勤務する場合があります。

## 3 受験資格

### （1）年齢要件

昭和38年4月2日以降に生まれた人

### （2）資格要件

| 職種             | 必要な資格・免許等  |
|----------------|--|
| 講師（看護教員）       | <p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①、②いずれかに該当する人（合格発表日から令和5年3月31日までに該当する見込みの人を含む。）</p> <p>①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修（※1）を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人</p> <p>②保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目（※2）を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人（教育に関する科目の履修は4単位以上必要）</p> <p>（※1）厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）、旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、国立保健医療科学院の専門課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）</p> <p>（※2）教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目</p> |
| 看護師（看護教員養成コース） | <p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有し、看護師として5年以上業務に従事した人であって採用後、令和5年度に実施される厚生労働省が認定した専任教員養成講習会を受講可能な人</p> <p>（※同講習会は県外において実施予定（期間は9か月程度））</p>  |
| 看護師（一般コース）     | <p>保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条に規定する看護師免許を有する人又は令和4年度に実施される国家試験により同免許を取得する見込みの人</p>   |

※採用日は、合格発表日から令和5年4月1日までの間で、採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定します。

### (3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和5年3月31日までに該当の見込みの人に限り受験できます。

- ・ 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

### (4) 地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ・ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

## 4 試験内容

### (1) 講師（看護教員）

| 試験種目 | 配点   | 内容   |
|------|------|--|
| 経歴評定 | 100点 | 職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定                              |
| 論文試験 | 200点 | 〔記述式…1問（1時間）〕<br>公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 |
| 面接試験 | 500点 | 個別面接による人物、専門知識についての口述試験                            |

### (2) 看護師（看護教員養成コース）

| 試験種目 | 配点   | 内容   |
|------|------|--|
| 論文試験 | 200点 | 〔記述式…1問（1時間）〕<br>公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 |
| 面接試験 | 500点 | 個別面接による人物、専門知識についての口述試験                            |

### (3) 看護師（一般コース）

| 試験種目 | 配点   | 内容   |
|------|------|--|
| 論文試験 | 200点 | 〔記述式…1問（1時間）〕<br>公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験 |
| 面接試験 | 500点 | 個別面接による人物、専門知識についての口述試験                            |

## 5 合格者の決定方法

論文試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。

なお、論文試験及び面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 6 合格者の発表

合格者の受験番号を鳥取県総務部人事企画課のホームページに掲載し、あわせて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示するとともに、受験者全員に合否結果を文書で通知します。

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合は、順位はありません。

| 開示請求ができる者                        | 開示の内容                                  | 開示期間        | 開示場所                     |
|----------------------------------|--|-------------|--------------------------|
| 受験者本人<br>※やむを得ない場合は代理人による開示ができます | 経歴評定（講師（看護教員のみ）、論文試験及び面接試験の得点、合計得点及び順位 | 合格者発表日から1月間 | 鳥取県総務部人事企画課<br>（県庁本庁舎3階） |

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の詳細については、鳥取県総務部人事企画課までお問合せください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、試験日当日に、84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。**試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

## 8 採用予定時期及び条件

### （1）採用予定時期

合格発表日から令和5年4月1日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定します。（免許取得見込の場合は同年5月31日までの間で採用候補者の資格取得状況等を考慮して決定）

### （2）給与

#### ア 初任給（月額）

##### ①講師（看護教員）

大学（4年制）卒：263,600円 短大・専門学校（3年制）卒：243,200円

※看護師等（常勤）として5年業務に従事した場合

##### ②看護師（看護教員養成コース）

大学（4年制）卒：250,400円 短大・専門学校（3年制）卒：245,500円、

短大・専門学校（2年制）卒：240,800円

※看護師（常勤）として5年業務に従事した場合

##### ③看護師（一般コース）

大学（4年制）卒：216,600円 短大・専門学校（3年制）卒：209,800円、

短大・専門学校（2年制）卒：200,700円

※看護師等として一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

#### イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

#### ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和4年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

### (3) 休日

週休2日、年次有給休暇（20日／年、翌年繰越制度あり）  
特別休暇（夏季休暇、生理休暇、子の看護、産前・産後休暇等）

## 9 受験申込手続

|        |  |
|--------|--|
| 提出書類   | 申込書1部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで必要事項を記入の上、提出してください（履歴書、資格証明書等は申込時には不要です）。<br>返送用封筒1通・・・受験票を郵便により返送するため、 <u>84円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕をあわせて提出してください。</u><br>経歴調書1部（※講師（看護教員）のみ）  |
| 申込先    | 鳥取県総務部人事企画課<br>所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階 電話(0857)26-7034、7033<br>〔持参により申し込む場合〕上記へ直接ご持参ください。<br>〔郵便又は信書便で申し込む場合〕<br>あて先：〒680-8570<br>（県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。）<br>鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部人事企画課<br>※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験」と記載してください。<br>※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。<br>（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。） |
| 受験票の交付 | 受験票は、提出いただいた返送用封筒により、後日郵送しますが、 <u>6月22日（水）までに到着しないときは、鳥取県総務部人事企画課に直接お問合せください。</u>  |

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

## 10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (3) 試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りまので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただきますので、携帯電話を時計として使用することは一切認めません。
- (4) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症防止対策に御協力をお願いします。当日は、各自マスク（原則として無地のもの（製造者、販売者の表示は可））を着用してください。

## 11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考>日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

#### ①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務

(5) 審査請求に対する裁決に関する事務

(6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

当県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。